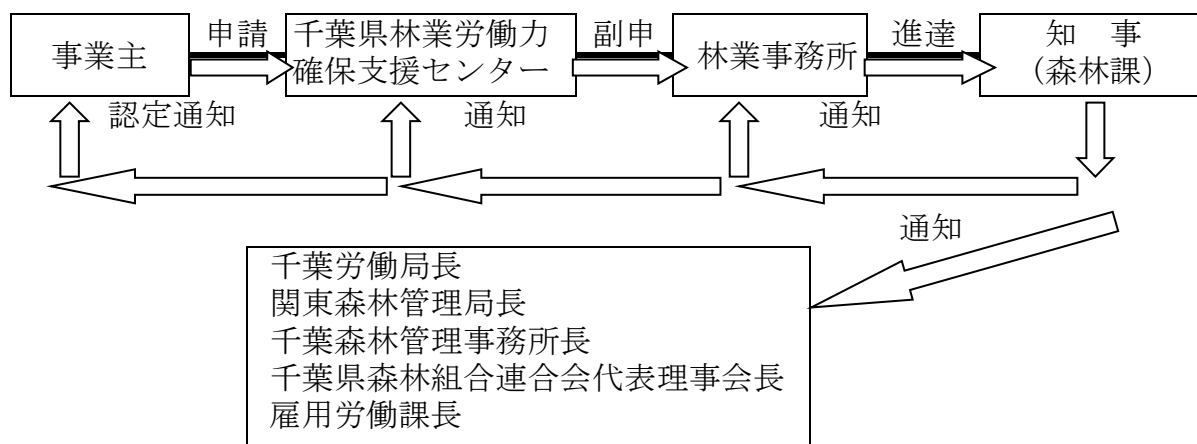


【認定林業事業主とは】

- 「林業労働力の確保の促進に関する法律」（平成8年法律第45号）第5条第3項に基づき、5カ年間の「改善計画」を作成し、千葉県知事の認定を受けた事業主。
 （R6.2月現在16事業主が認定：（企）千葉県森林整備協会、千葉県森林組合、（有）二羽林業、（株）こだま、（株）丸正木材工業、河内林業、東部産業（株）、（株）グリーンアース、（有）山一園、（有）プライムブルー、（有）大坂造園、（株）朝倉林業、（株）山商、（一社）Cure Forest、（有）藤原造林、（一社）GREEN TOPIA FOREST）
- 認定を受けるための改善計画とは、労働環境の改善、募集方法の改善、その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化、その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置を計画。
- 事業主とは、林業労働者を雇用して森林施業を行う者で、森林組合（連合会）、造林業、育林業、素材生産業を営む者と、その他組織する団体等。
- 改善計画は、事業主が単独又は他の事業主若しくは千葉県林業労働力確保支援センターと共同で作成することができる。
- 認定事業主の認定期間は4年を超え、かつ、5年を超えない期間（再認定有り）。

1 知事認定までの流れ



2 認定のメリット

- 国有林野事業に係る森林施業の委託について、認定事業主に委託する配慮あり。
- 国が実施する「緑の雇用事業」が活用できる。
- 県の補助事業（高性能林業機械等のレンタル費、研修受講に要する日当、安全装備品購入費用への支援等）の対象となる。

- ・ 県が開催する事業主の会議への参加により、県からの情報量が増加する。
- ・ 林業・木材産業改善資金の特例措置（貸付限度額引上げ、償還期間延長等）が適用される。
- ・ 公共職業安定所での求人募集で「認定事業主」の表記が可能となる。

等

【認定基準】

1 雇用管理の改善

(1) 雇用の安定化の取組

- ・ 雇用管理者が選任されること
- ・ 新規採用時に雇用に関する文書が交付されること
- ・ 林業労働者の就業規則が制定されること
- ・ 雇用期間の常用化が図られること

(2) 労働条件の改善の取組

- ・ 新規採用者への、労働者災害補償保険、雇用保険、各種退職金共済等の加入が図られること
- ・ 振動機械の使用時間が短縮されること
- ・ 健康診断の受診が図られること

2 事業の合理化

(1) 事業量の安定確保の取組

- ・ 事業量の拡大が図られること
- ・ 事業の多角化が図られること

(2) 生産性の向上の取組

- ・ 高性能林業機械の使用により作業効率の向上が図られること

(3) 技術者・技能者の養成

- ・ 各種資格の取得、技能講習及び研修の受講により技術者・技能者の養成が図られること